

費用弁償規程

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

費用弁償規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会（以下「本会」という）の役員、評議員及び会長が委嘱した委員等（以下「役員等」という）の費用弁償について必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 会長の指示により会議等に出席した場合、又は出張した場合、その他会長が必要と認めた場合には、役員等に対し費用を弁償する。

2 費用を弁償する役員等の区分及びその額は、[別表1]に定めるとおりとする。

(旅費交通費)

第3条 前条により、旅費又は交通費を要した場合は、役員等に対しその実費を支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行する

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する

[別表1] 費用弁償

役員等の区分	費用弁償の額	備 考
理 事	1日あたり2千円	会長、副会長、常務理事を除く
監 事	1日あたり2千円	
評 議 員	1日あたり2千円	
評議員選任・解任委員	1日あたり2千円	事務局員たる委員を除く
その他委員等	1日あたり1千円	ふれあい委員を除く 個別の要綱に基づく委員会等の委員を除く

※個別の要綱に基づく委員会等については、各要綱において委員の費用弁償の額を定める。